

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月25日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月13日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成19年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業） 荒戸地区	三豊市財田支所事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 長野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 野田原地区	〃